

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
中外テクノス株式会社	広島県広島市西区横川新町9-12	5-000840

注) 業者番号「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止等措置期間

令和4年10月20日 ～ 令和5年4月19日 (6か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設コンサルタント業務委託

4 事実概要

中外テクノス(株)は、広島市発注の特定コンピュータ機器について、受注価格の低落防止を図るため、他社と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反したとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止理由

中外テクノス(株)が独占禁止法違反行為を起こしたことは、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号)別表第2第6号に該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(4号及び5号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6ヶ月以上12ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
 茨城県水戸市笠原町978-6
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)